

不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	清須市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	120-2：不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 14の項 不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第1条	清須市不妊治療費助成金交付要綱（令和6年清須市告示第47号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。）の患者）に対する医療その他難病に関する施策に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって（国民保健の向上を図る）ことを目的とする。	この告示は、（不妊治療の経済的な負担の軽減を図る）ため、（不妊に悩み、不妊治療を受ける者）に対して清須市不妊治療費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、清須市補助金等交付規則（平成17年清須市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		清須市不妊治療費助成金交付要綱（令和6年清須市告示第47号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号	清須市不妊治療費助成金交付要綱第6条第1項
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条 第一項の支給認定の申請に係る事実についての 審査に関する事務	清須市不妊治療費助成金交付要綱第6条第1項 の規定による不妊治療費助成金の交付の申請に 係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号h1	清須市不妊治療費助成金交付要綱第3条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する 情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する 情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号h2	清須市不妊治療費助成金交付要綱第3条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する 情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する 情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号h3	清須市不妊治療費助成金交付要綱第3条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関 する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関 する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号h5	清須市不妊治療費助成金交付要綱第3条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
---------------	--------------------------	--------------------------

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年04月15日
独自利用事務の対象者	産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科を標ぼうする医療機関において不妊症と診断され不妊治療を受けた者又はその配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年12月25日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	